

## 第 4 6 3 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年10月13日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ①文科省、2023年 3月下旬教育委員会へ 教育実習生ハラスメント防止を改めて通知
- ②上記の通知をうけ、教育委員会が学校へ指導通知等をされた内容、文書について
- ③①をうけて、および市教委の対応について
- ④文科省「働き方改革での通知や調査（2023年 8月以降）」 なければ近々のもの
- ⑤市教委の対応について（各学校への通知など） なければ近々のもの

2 同月26日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求内容②及び③に係る対象文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）については存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年11月 1日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分の他に公開決定及び一部公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

### 第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は本件各対象文書を公開しない理由として請求内容に該当する行政文書は取得又は作成されておらず、文書が不存在であるため非公開とすると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張して

いる。

(1) 本件請求内容②は、文部科学省から「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（通知）」（以下「本件通知」という。）を受けた後に、実施機関が学校へ指導、通知等を行った内容が記載された行政文書を求めている。また、本件請求内容③は、本件通知を受けた後に、実施機関が行った対応についての資料を求めている。

(2) 令和 5年10月、本件公開請求に対応するため、指導室（以下「所管課」という。）の主事が所管課の教育実習担当指導主事に、本件通知について確認したが、教育実習担当指導主事は本件通知を文部科学省から受け取った認識は持っていなかった。そのため、教職員課（以下「収受課」という。）に、文部科学省から本件通知に関する連絡が来ていなかったかどうか確認したところ、同年 3月30日に収受課に本件通知に係る連絡が来ていたが、教育実習を担当している所管課には連絡が来ていなかったことが判明した。

また、年度末の業務繁忙により実施機関内での情報共有が不十分だったこともあり、所管課に本件通知は提供されず、所管課は本件通知の存在を知らなかった。

(3) 所管課は、令和 5年 3月には本件通知を受け取っておらず、本件公開請求に対応する目的で収受課から本件通知の提供を受けた令和 5年10月に、初めて本件通知を入手した。

(4) 上記(2) 及び(3) に記載した理由により、請求日時点において、実施機関が本件通知を受けた後に、学校へ指導、通知等を行った行政文書や実施機関が行った対応に関する行政文書は存在しない。よって、請求日時点における本件処分は妥当である。

(5) なお、所管課は、令和 5年10月に本件通知を入手後、名古屋市立学校等宛てに、本件通知に関する指導や周知等を行うことを考えたが、名古屋市における令和 5年度教育実習は既に大半が終了していたことを踏まえ、本件通知に係る指導、周知等を行うには時期を逸していると判断し、令和 6年 3月12日付けで各学校へ文書で発送し、同年 4月12日に区校長連絡会でも各校長に配布を行い指導、周知等を実施した。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分通知の公開しない理由欄の記載の内容からすると、文科省の通知を受け、学校へ指導および実施機関の対応について何もしなかったということになる。本件については、国会で問題になり取り上げられていると認識している事案である。
- (2) 少なくとも、文科省から文書が来たことは、学校に何らかの方法で知らされたといえる。それすらないとすると、学校は一切関係ない通知ということになるが、内容からすると学校が対応するべきものと理解する。
- (3) 通知をそのまま学校へ送らなかったとしても、参考にした取り組みや、実施機関が具体的に解釈した内容を学校へ通知等されたといえる。
- (4) 実施機関はまったく何もしなかったのか、しなかったとしたらその理由等の説明がない。もしなにもしなかったとしたら、文科省に対して聞き流しをしたということになる。行政的には、考えられないことである。
- (5) 実施機関としては、通知に対して、受け取った後どうしたのか、どのように扱ったのか、学校に対してどう対応したのか。対応しなかったとしたらなぜか、という説明を求めるものである。文書不存在という以上、ないからないということだけでなく、具体的説明が実施機関には求められる。処分には当たっては、処分理由を明確にする責任、義務があるからである。理由なき処分は、違法、不当であるからである。
- (6) 公開しない理由として、取得、又は作成されておらず、文書不存在ということは、理由としては、違法、不当であるということである。表現としてはおかしいかもしれないが、本件通知に対して、何もしなかったというなら、文科省に逆らっても取り組まなかった、対応しない、対応できなかった理由等を明確にしなければならないということである。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人及び実施機関の主張を踏まえると、本件対象文書は、令和 5年 3月29日付けで文部科学省から本件通知を受け、実施機関が学校に対して行った指導、通知等を行った内容が記載された行政文書及び本件通知を受けて実施機関が行った対応が記載された行政文書であると解される。

(2) 審査請求人は、本件通知の内容を各学校に対して知らせた文書があるのではないかと主張している。

(3) 一方実施機関は、上記第 3の 2(2) 及び(3) のとおり、本件通知が所管課とは別の課に届いており、所管課に本件通知が届いていないことから、本件通知に対応した文書は存在しない旨を主張する。なお、当審査会が確認したところ、実施機関は、上記第 3の 2(5) のとおり、担当課が本件公開請求日以降に本件通知を取得し、各学校に対し本件通知に関する指導、周知を行ったとのことであった。

(4) 上記(3) の実施機関の主張に特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 3において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年11月20日	諮問書の受理

令和 6年 8月26日	弁明書の写しの受理
8月30日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 7年 3月21日 (第82回第 1小委員会)	調査審議
4月21日 (第83回第 1小委員会)	調査審議
5月22日 (第84回第 1小委員会)	調査審議
5月23日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 平林美紀、委員 米澤孝充